

令和 8 年度 小児慢性特定疾病医療受給者証更新申請のご案内

現在お持ちの医療受給者証は、令和8年9月30日(水)で有効期間が満了となります。令和8年10月1日以降も引き続き、受給者証の交付を希望される場合は、以下の申請期間内に更新申請を行ってください。

なお下記の受付期間を過ぎても、令和8年9月30日(水)までであれば更新申請が可能ですが、受給者証の郵送が令和8年10月以降になる場合があります。

受付期間：令和8年6月18日(木)～令和8年8月14日(金)

受付時間：9時から16時45分まで(土日祝除く)

1. 手続きの流れ

(1) 指定医に「小児慢性特定疾病医療意見書」等の作成を依頼してください。

※出来上がりまでに数週間を要することが多いので早めに依頼しましょう。

(2) 同封している「申請書」の内容に変更点等がないか確認し、必要書類を準備します。

※現在加入している健康保険の種類によって必要書類が異なりますので、P 3～ 8 をご確認ください。

(3) 最寄りの保健福祉事務所に書類を提出してください(郵送可)。

(4) 審査会で承認された場合、9月下旬ごろに受給者証が郵送されます。

郵送での申請を希望される方

- 簡易書留等の配達記録が残る方法でお送りください。(令和8年8月14日(金)必着)
- 申請書類について問い合わせを行う場合がありますので、平日昼間に連絡がつく電話番号を記載してください。
- 郵送で提出される場合の送料(再提出も含む)は自己負担となります。
- 以下の書類は、写しを郵送してください。

小児慢性特定疾病医療受給者証(※見開き)、自己負担上限額管理票、保険情報が確認できる書類(資格確認書、資格情報のお知らせ等)、身体障害者手帳、療育手帳、**公的年金等の受給額が確認できる書類**、個人番号が確認できる書類(マイナンバーカード等)、身元確認ができる書類(運転免許証等)

保健福祉事務所への連絡が必要な方

以下に当てはまる方は、8月12日(水)までにお近くの保健福祉事務所にご連絡ください。

- 受付期間(8月14日(金))までに申請ができない方
- 更新申請を行わない方(受給者の方が亡くなられている場合を含む)
- 県外へ転出された方、転出予定の方



2. 更新申請に必要な書類

必要書類は、**受診者の**保険種類によって異なります。

受診者の医療保険を確認いただき、以下のページに沿って必要書類を準備してください。

- (1) 被用者保険にご加入の方 … 4ページ
例： 全国健康保険協会〇〇支部、〇〇健康保険組合、〇〇共済組合などにご加入の方
- (2) 国家公務員共済組合 又は 地方公務員共済組合にご加入の方 … 5ページ
- (3) **国民健康保険(市町国保)**にご加入の方 … 6ページ
例： 〇〇市、〇〇町の**国民健康保険**にご加入の方
- (4) **国民健康保険組合(国保組合)**にご加入の方 … 7ページ
例： **全国土木建築国民健康保険組合、建設連合国民健康保険組合、〇〇県医師国民健康保険組合**などにご加入の方
- (5) 生活保護を受給されている方 … 8ページ

必要書類の確認は、右に記載の二次元コードからでもご確認いただけます。

ご自身の保険種別や条件を選択し、必要書類を確認してください。

右の二次元コードは書類確認専用フォームです。このフォームから更新申請を行うことはできません。



必要書類のチェックリスト

3. その他の注意事項

○受給者証の有効期間内に**更新**申請できなかった場合、資格喪失となり、再び給付を希望される場合は新規申請が必要となります。なお**18歳以上の方**については、**更新せず資格喪失した場合、新規申請ができませんのでご注意ください。**

○被用者保険に加入されている方で非課税の方は、保険者での高額療養費の所得区分の再算定の作業を実施する必要があるため、7月末までの申請に御協力ください。申請後、佐賀県から申請者さまの保険者へ情報提供を行います。



小児慢性特定疾病児童等への「登録者証」の交付が始まりました。

児童福祉法の改正により、令和7年10月から小児慢性特定疾病児童等の皆さまに対する「登録者証」の交付が始まりました。登録者証の申請を希望されない場合は、支給認定申請書(様式第2号)裏面の登録者証申請欄の□希望しないにをお願いします。希望される方には、「小児慢性特定疾病医療受給者証兼登録者証」と印字して、受給者証及び登録者証を発行いたします。

○登録者証とは

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病児童等であることを証明するものです。各市町における災害対策基本法による被災者台帳の作成、避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成に関する事務において、登録者証を活用することができるとされています。